

河長監第43-5号

平成31年1月22日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

道端 俊彦

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

消防本部及び消防署

第2 監査対象期間

平成29年度及び平成30年度（監査実施時まで）

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 平成30年9月27日（木）から平成30年
11月26日（月）まで

(2) 委員監査 平成30年12月26日（水）

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査事務処理規程」に基づく一般監査手続きとその他監査委員が必要と認める監査手続きを実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

< 予防課 >

1 河内長野市防火事業助成金について

予防課は、河内長野市防火協会に対し、平成29年度に補助金として405,000円を支出していました。この補助金に係る事務執行において、次の(1)及び(2)の事実が見受けられました。

- (1) 予防課は、河内長野市防火協会（以下「協会」という。）から河内長野市補助金交付規則（以下「補助金規則」という。）第5条の規定に基づき補助金交付申請書の提出を受け、審査のうえ補助金の交付決定を行っていました。一方で、予防課は、河内長野市防火事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を作成し、別途

申請様式等を規定していましたが、使用されていませんでした。

補助金交付請求書についても同様に取り扱われていました。

- (2) 平成29年度事業計画書での事業の総額930,000円に対し、事業実績では838,150円になっていましたが、具体的な執行内容が、添付されている協会全体の事業計画や事業報告のどの項目に当るのかが明確でありませんでした。

予防課は、補助金規則及び要綱の適用関係や様式、文言を整理し、適正かつ明確な補助金事務の執行を行う必要があります。

また、予防課は、補助金の交付や変更の承認に際し、適正な審査に供せるよう、また第三者からみても理解できるよう、適切な内容による必要書類の作成を求める必要があります。

< 警防課 >

2 物品購入について

警防課は、短期間に同一の物品を複数回購入している事例が見受けられました。

警防課は、計画的な物品の購入を行い、効率的な予算執行及び適切な契約事務に努める必要があります。

意見

< 消防総務課 >

財産管理について

消防総務課は、消防団第3分団松ヶ丘班仮屯所（車庫）を平成26年5月15日に松ヶ丘連合町会に譲与するという内容の決裁を起案していましたが、公有財産担当課との協議が整いませんでした。

現状は、当該物件について、譲与や使用許可の手続きが行われず、松ヶ丘連合町会が使用していました。

消防総務課は、公有財産担当課と調整を行い、当該物件をどのように取り扱うか、検討する必要があります。